

奈良県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十四年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
中西 隆之	ひのうえ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町秦庄四三五―六	平成二十三年十月一日
福田 幸輔	ひのうえ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町秦庄四三五―六	平成二十三年十月一日
毛利 儒成	かな整骨院 橿原市曲川町二―一―五	平成二十四年一月七日
竹森 慧太	たけもり接骨院 生駒郡平群町下垣内六七―一	平成二十四年一月十九日
中山 誠	あさひ整骨院 橿原市小綱町二三七―三	平成二十四年一月十三日
山脇 瑠璃子	山脇接骨鍼灸院 磯城郡田原本町秦庄五一三―六	平成二十四年一月三十日